

平成22年9月22日

## 葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び 間栗公園条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

区立小菅東スポーツ公園の来園者の利便性を高め、より一層の利用促進を図るため、公園拡張地に駐車場を整備することに伴い、葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

(1) 駐車場を有料施設とし、使用料を以下のとおり定める。

駐車時間30分まで	無料
30分を超える駐車時間30分ごとに	100円

(2) 駐車場の使用時間を規則で定める。

(3) 駐車場の利用者を原則、公園の利用者と定める。

(4) 駐車できる自動車の大きさ、駐車場における禁止行為、使用料の納付時期等を定める。

(5) 駐車場使用料の減額・免除について、規則で定める。

### 3 駐車場の概要

(1) 名称	小菅東スポーツ公園駐車場
(2) 所在	葛飾区小菅三丁目6番
(3) 駐車予定台数	28台
(4) 管理形態	駐車場ゲート(自動開閉式)、料金精算機等を設置し、無人管理とする。
(5) 開設予定時期	12月頃

### 4 案内図

裏面のとおり

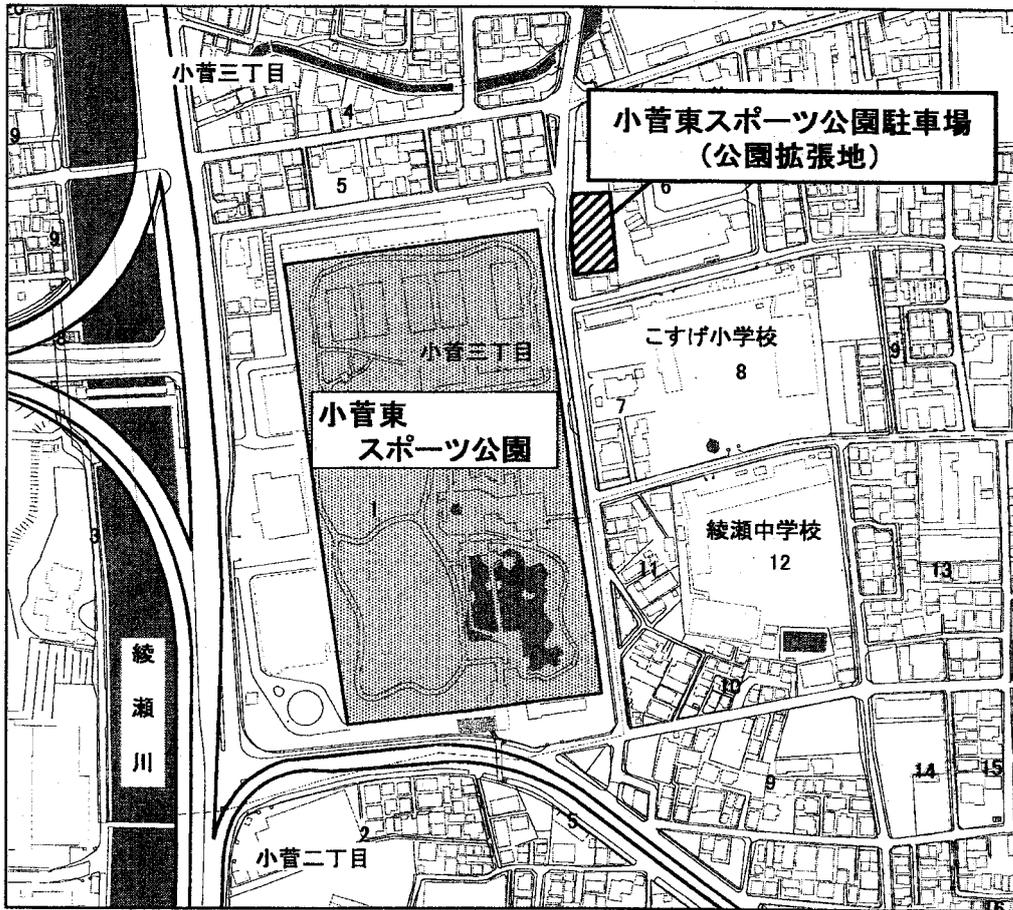
### 5 新旧対照表

別紙のとおり

### 6 条例施行日

葛飾区規則で定める日

[案内図]



葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案				
(略)	(略)				
<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。</p> <p>(4) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。</p> <p>(5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(6) たき火をすること。</p> <p>(7) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。</p> <p>(8) 立入禁止区域内に立ち入ること。</p> <p>(9) <u>車両を乗り入れること。</u></p> <p>(10) 公園に併設されている下水の終末処理場又はポンプ所施設等の機能を阻害する行為をすること。</p> <p>(11) 前各号に定めるもののほか、公園の風致を害し、用途外に公園を使用し、又は公園の管理上支障があると認められる行為をすること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。</p> <p>(4) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。</p> <p>(5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(6) たき火をすること。</p> <p>(7) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。</p> <p>(8) 立入禁止区域内に立ち入ること。</p> <p>(9) <u>指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</u></p> <p>(10) 公園に併設されている下水の終末処理場又はポンプ所施設等の機能を阻害する行為をすること。</p> <p>(11) 前各号に定めるもののほか、公園の風致を害し、用途外に公園を使用し、又は公園の管理上支障があると認められる行為をすること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(駐車場の設置)</p> <p>第14条の2 <u>公園内に設置する駐車場は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">公園の名称</th> <th style="text-align: left;">駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小菅東スポーツ公園</td> <td>小菅東スポーツ公園駐車場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(駐車場の使用時間)</p> <p>第14条の3 <u>駐車場の使用時間は、規則で定める。</u></p> <p>(駐車場の使用)</p> <p>第14条の4 <u>駐車場を使用することができる者は、小菅東スポーツ公園を利用する者及び区長が適当と認める者とする。</u></p> <p>2 <u>駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	公園の名称	駐車場	小菅東スポーツ公園	小菅東スポーツ公園駐車場
公園の名称	駐車場				
小菅東スポーツ公園	小菅東スポーツ公園駐車場				

(駐車の拒否)

第14条の5 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車させることができない。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないもの
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めるもの

(禁止行為)

第14条の6 駐車場を使用する者は、駐車場内で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすこと又はそのおそれのある行為をすること。

(駐車場の使用料)

第14条の7 駐車場の使用料は、駐車時間30分まで無料とし、30分を超える駐車時間30分までごとに100円とする。

(使用料の納付時期)

第14条の8 駐車場を使用する者は、自動車を出車させる際に、駐車場の使用料を区長に納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第14条の9 区長は、規則で定めるところにより、駐車場の使用料を減額し、又は免除するものとする。

(略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。